

令和5年度 第2回瑞穂市地域公共交通会議 議 事 次 第

日 時：令和6年1月31日（水）10時00分～

場 所：瑞穂市役所（穂積庁舎）第1会議室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 事

報告事項1 みずほバスについて 資料1

報告事項2 道路運送法の改正に伴う組織変更について 資料2

協議事項1 全国交通系ICカードの導入に伴う運賃設定について（素案） 資料3

協議事項2 みずほバス回数券の導入について（素案） 資料4

4. その他

5. 閉 会

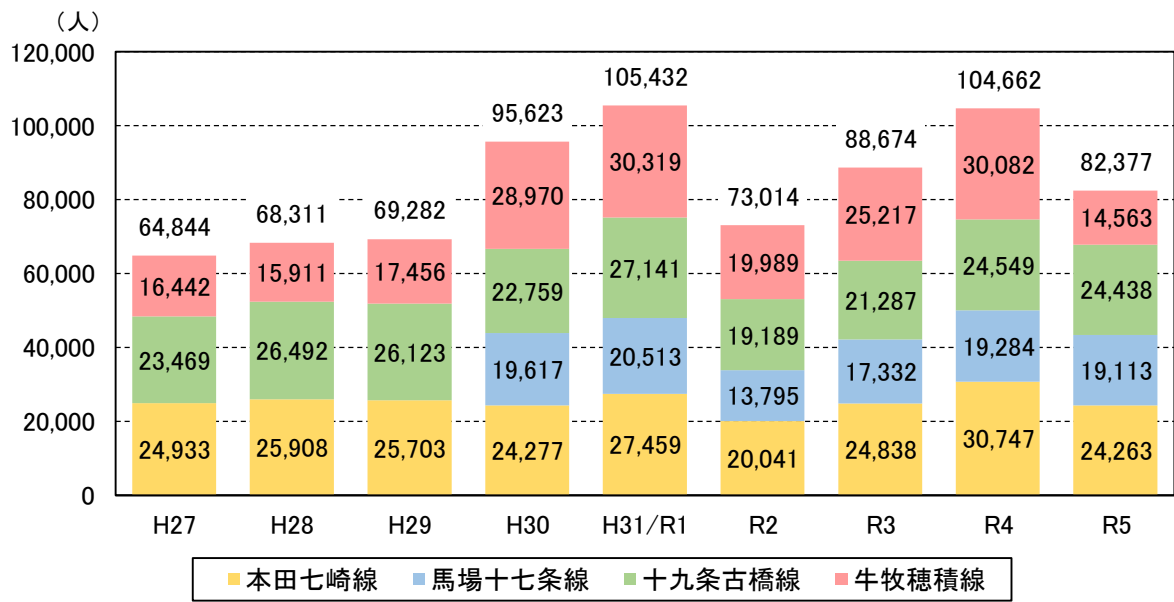
【報告事項 1】

みずほバスについて

1. みずほバスの利用状況

■利用者数の推移

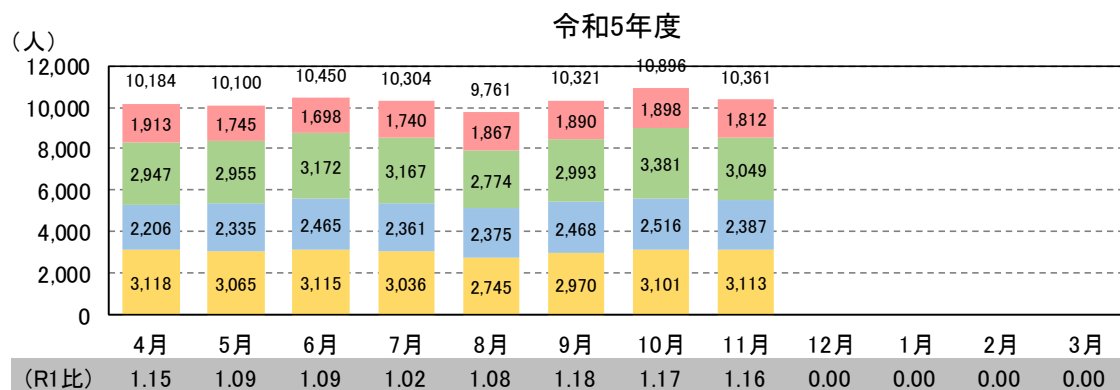
- ・みずほバスは利便性の向上を図るため、平成 30 年 4 月に路線の新設・バス停の新設・増便等を中心とした路線再編を実施し、平成 30 年度～令和元年度にかけては、路線再編による効果で利用者が大きく増加しました。
- ・令和 2 年度～令和 3 年度にかけてコロナ禍の影響で大きく落ち込みましたが、令和 4 年度は令和元年度と同水準まで回復しています。
- ・令和 5 年度の 4 月～11 月の利用者数は、令和 4 年度の同期間に比べ 16%増加しており、年間の利用者数は、ピークの令和元年度の利用者数を超えることが見込まれます。



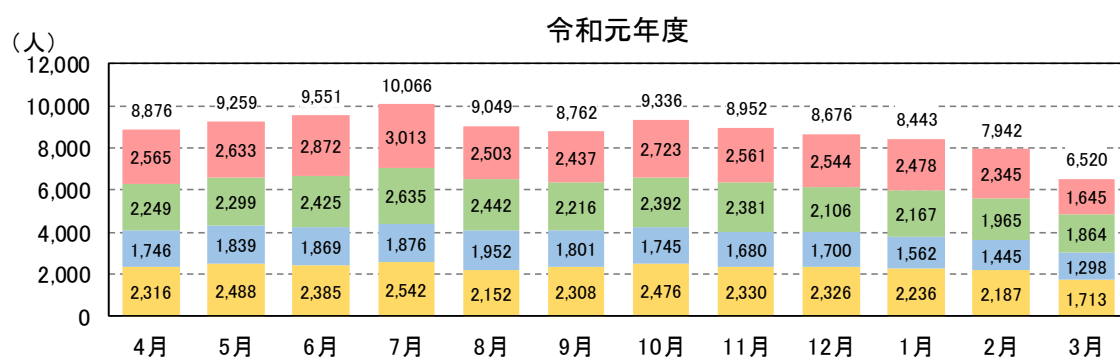
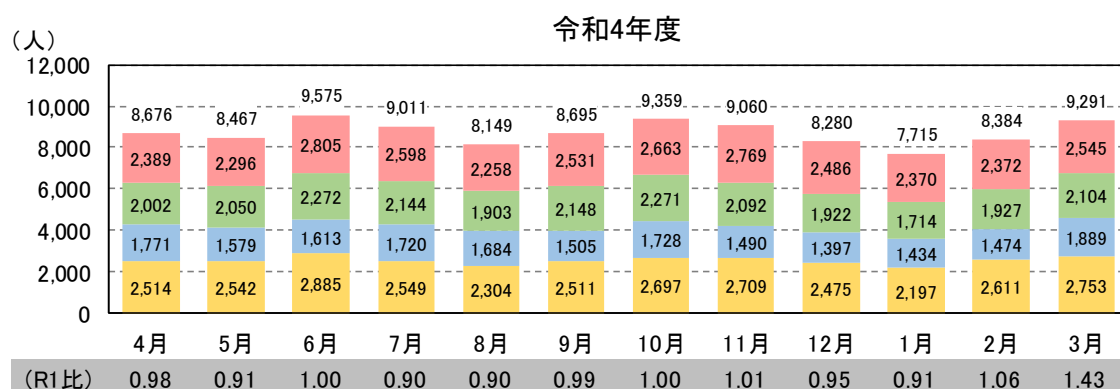
※R5(令和 5 年度)は 4～11 月の 8 ヶ月の人数

■月別利用者数の推移

- ・月別にみると、令和5年度の各月の利用者数は、コロナ禍前の令和元年度の利用者数を上回っています。



(令和5年11月末時点)



2. みずほバスについて

- みずほバスの令和6年4月1日改正に合わせ、路線図（パンフレット）の更新版を作成します。（現在作成中）

【ダイヤ改正】

- ・馬場十七条線のルート変更（サントウン通りで岐阜バス北方河渡線に接続）
- ・十九条駅バス停の移設
- ・平日ダイヤの最終便の減便
- ・その他一部時刻の調整、バス停間所要時間の見直し等

【運賃】

- ・回数券の導入（案）

【路線番号】

- ・みずほバスの系統は、路線名＋進行方向（左回りまたは右回り）により案内していますが、より分かりやすくするため、各系統に「路線番号」を設定し、時刻表等に併記します。

路線名・方向		路線番号
本田七崎線	左回り	1
〃	右回り	2
馬場十七条線	左回り	3
〃	右回り	4
十九条古橋線	左回り	5
〃	右回り	6
牛牧穂積線	左回り	7
〃	右回り	8

3. アンケート調査について

- ・12月下旬～1月上旬にかけて、市民アンケート調査、JR穂積駅バス利用者アンケート調査を実施しました

◎市民アンケート（瑞穂市の公共交通に関するアンケート）

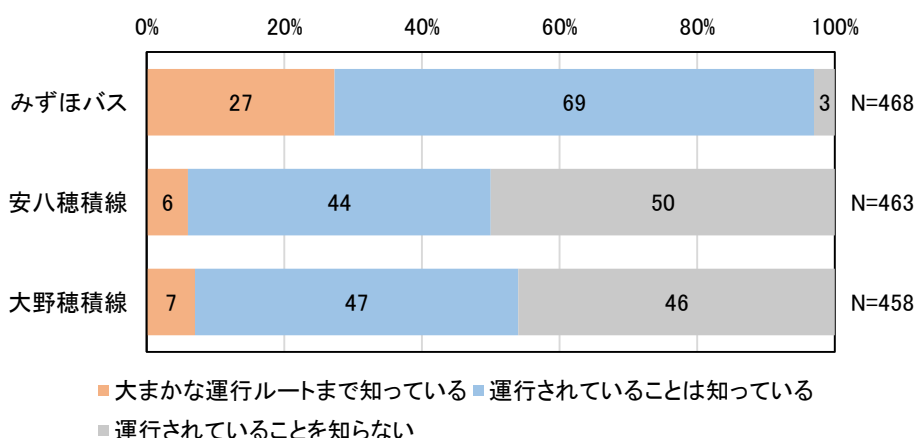
調査目的	市民から、現在のみずほバス、岐阜バス大野穂積線、名阪近鉄バス安八穂積線の利用状況や改善要望等を聴取し、今後の運行見直しの検討資料とすることを目的とする。
調査方法	郵送発送／郵送回収
対象	瑞穂市住民基本台帳から無作為に1,000人（世帯主）を抽出 ※世帯内で2人まで回答できるようにするため、1世帯に2票の調査票を同封
配布数	2,000票（1,000世帯×2票）
回収数	476票（回収率24％：配布数ベース） ※1月10日（水）までの到着分
発送日	令和5年12月20日（水）
回答期限	令和6年1月5日（金）
設問項目	●各路線の利用状況・利用意向等（対象路線：みずほバス、岐阜バス大野穂積線、名阪近鉄バス安八穂積線） ・利用状況 ・利用意向・利用するための条件・利用しない理由（非利用者） ・自由意見 ●その他自由意見 ●属性（性別、年齢、居住地、職業、運転免許・車両保有状況、送迎者の有無）

市民アンケート回答結果（速報版）

【みずほバス・安八穂積線・大野穂積線 共通設問】

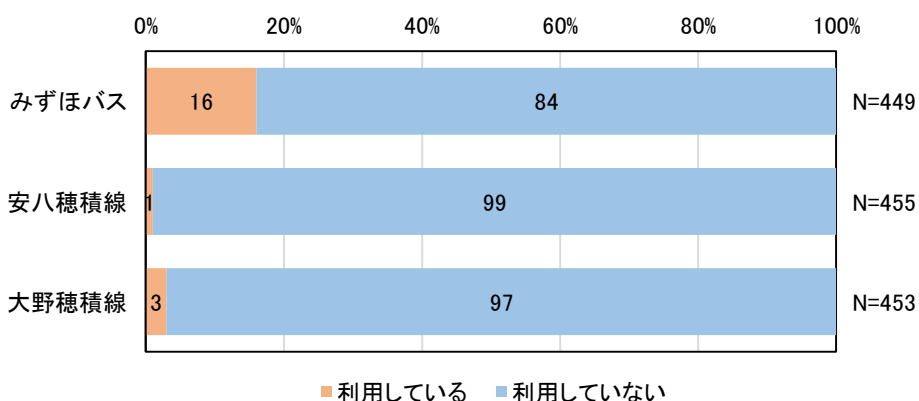
問 1-1、2-1、3-1 バスが市内で運行されていることを知っているか

- ・みずほバスは、ほとんどの市民が運行されていることは知っており、大まかな運行ルートまで知っている人が他の路線に比べ多くなっている。
- ・安八穂積線、大野穂積線は、運行されていることを知っている市民は半数程度と、みずほバスに比べ少なくなっている。



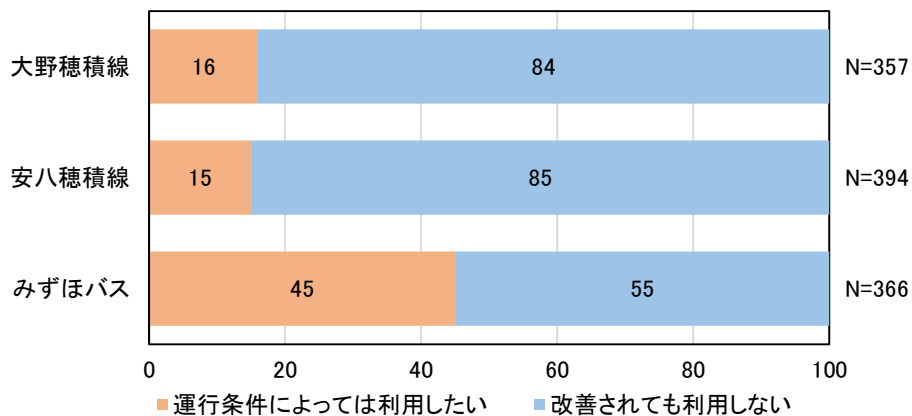
問 1-2、2-2、3-2 バスの利用状況を教えてください

- ・みずほバスは、16%の市民に利用されているが、安八穂積線、大野穂積線はみずほバスに比べ利用されている市民は少ない。



問 1-3、2-3、3-3 運行条件が変われば、バスを利用したいと思うか（利用していない方に対して）

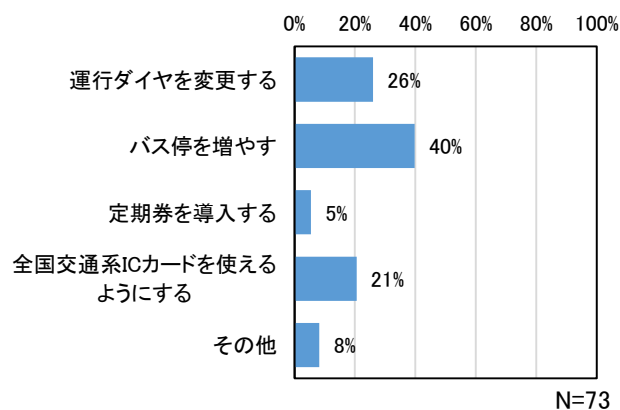
- ・みずほバスは、運行条件によっては利用したいという方が45%と多いが、安八穂積線、大野穂積線は比較的少ない。



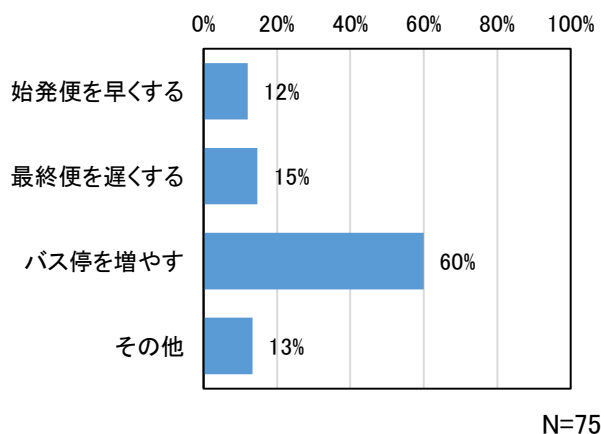
問 1-4、2-4、3-4 バスを利用するための条件を教えてください（運行条件によっては利用したい方に対して）

- ・各路線とも、「バス停を増やす」が最も多く、みずほバスでは「運行ダイヤを変更する」、「全国交通系 IC カードを使えるようにする」が 20%を超えている。

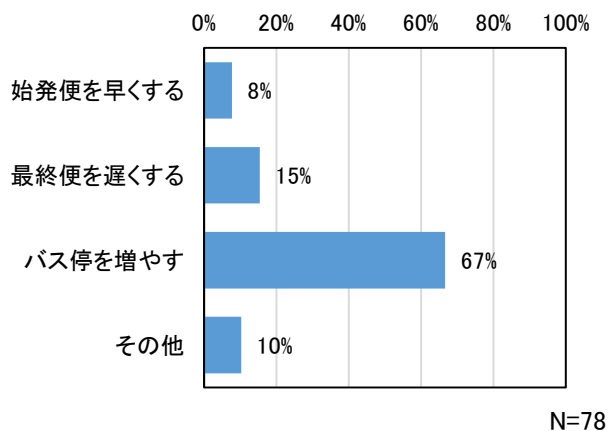
みずほバス



安八穂積線



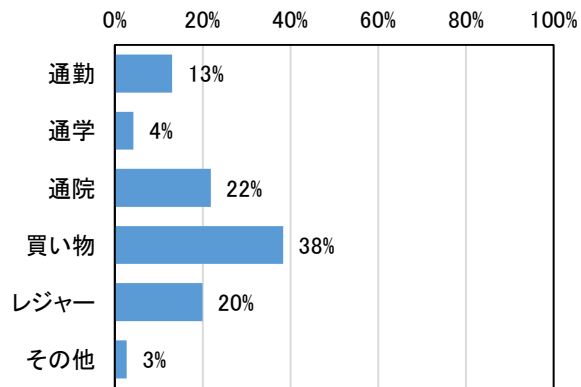
大野穂積線



問 1-5、2-5、3-5 バスをどのような用事で利用したいか（運行条件によっては利用したい方
に対して）

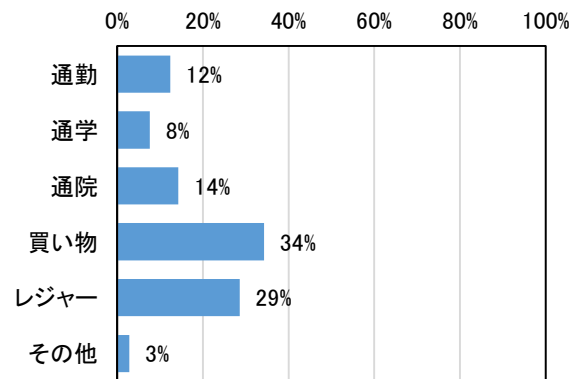
- ・各路線とも、買い物が多くなっている。

みずほバス



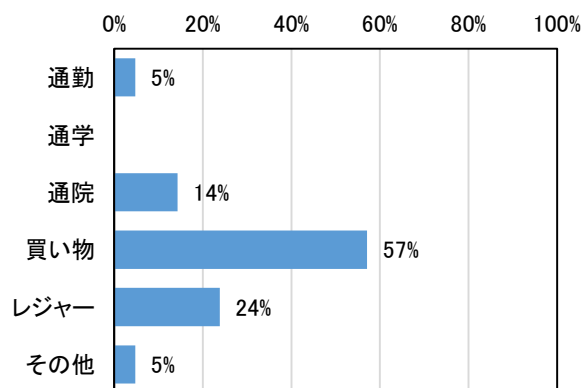
N=261

安八穂積線



N=105

大野穂積線

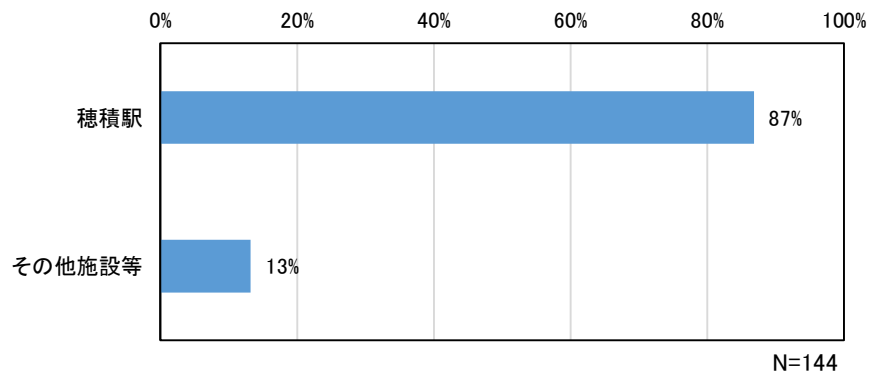


N=110

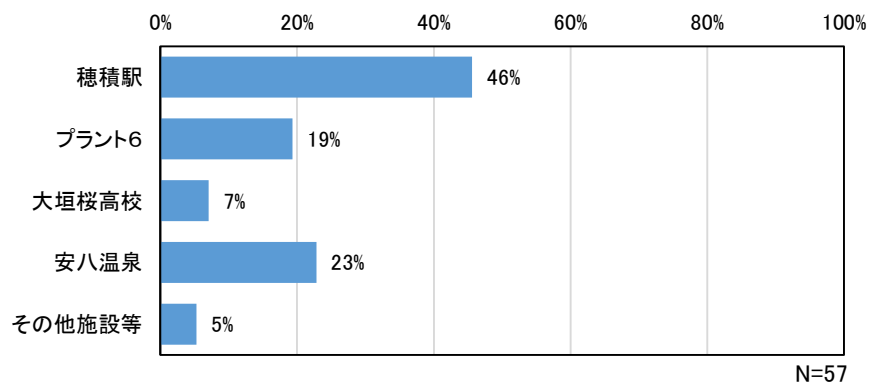
問 1-6、2-6、3-6 バスを利用するならどこまで利用したいか（運行条件によっては利用したい方に対して）

- ・みずほバス、安八穂積線は穂積駅まで利用したい方が多く、大野穂積線はモレラ岐阜まで利用したい方が多くなっている。

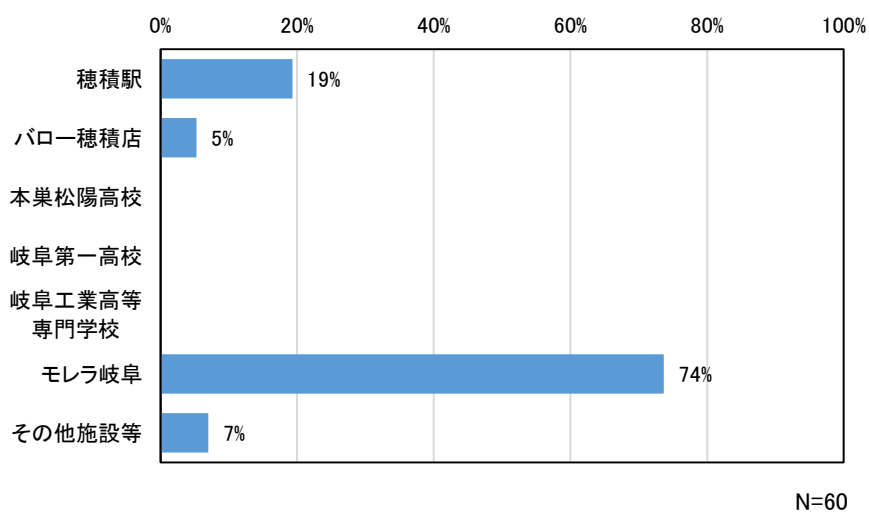
みずほバス



安八穂積線



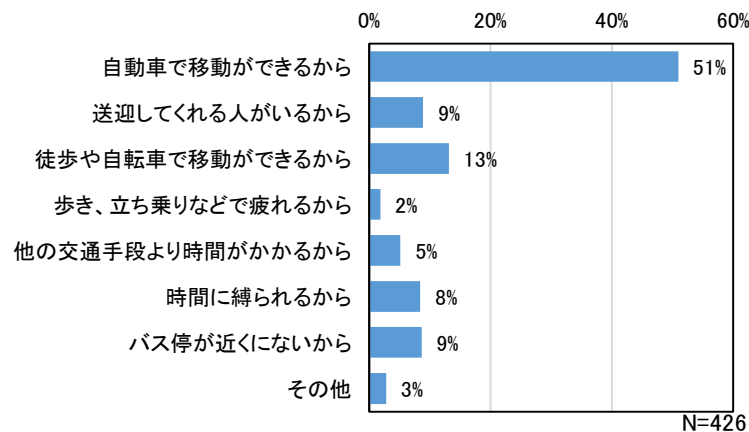
大野穂積線



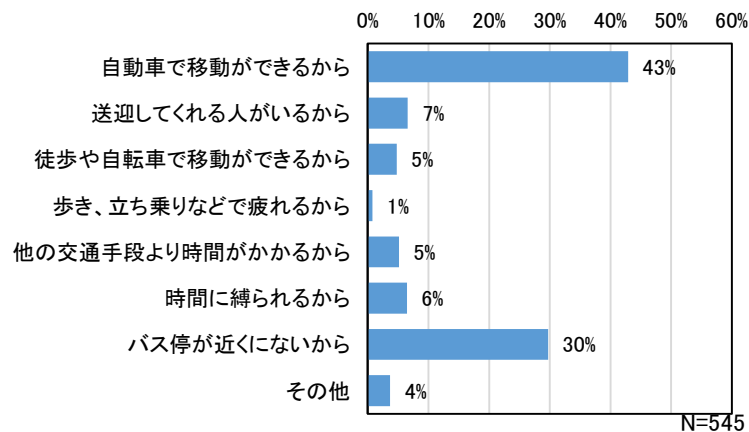
問 1-7、2-7、3-7 改善しても利用しない理由を教えてください（改善しても利用しない方に対して）

- ・各路線とも「自動車で移動できるから」が最も多く、安八穂積線、大野穂積線は「バス停が近くにないから」が比較的多くなっている。

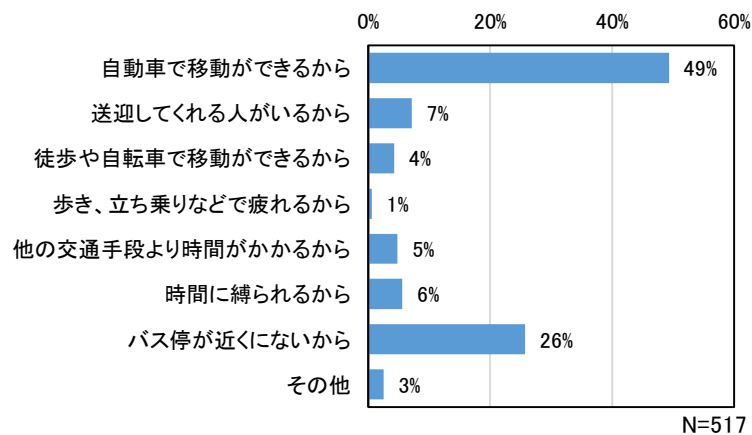
みずほバス



安八穂積線



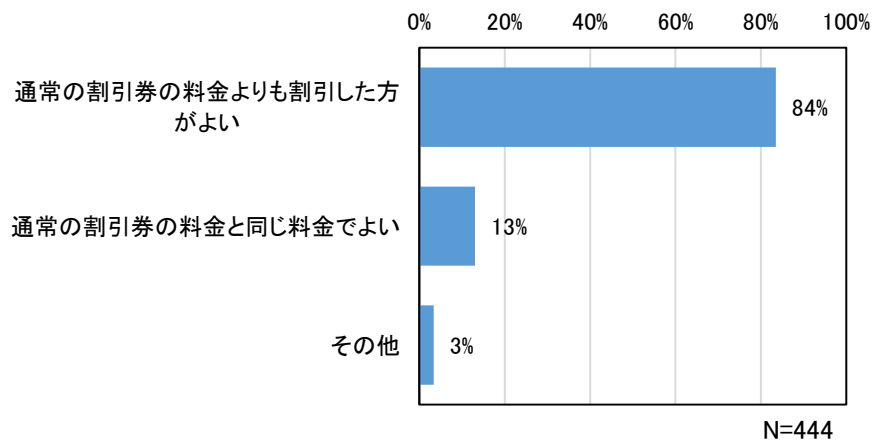
大野穂積線



【みずほバスについての設問】

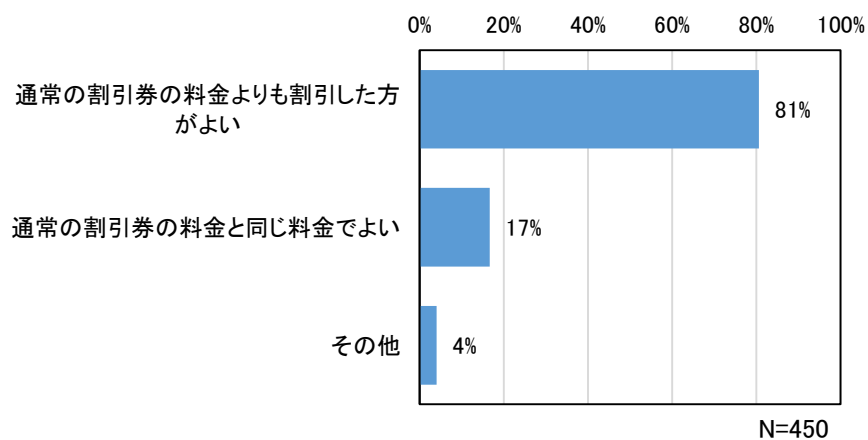
問 1-8(1) 定期券を導入するとしたら、通学用の定期券の料金設定についてどう思うか

・割引した方がよいという方が84%を占めている。



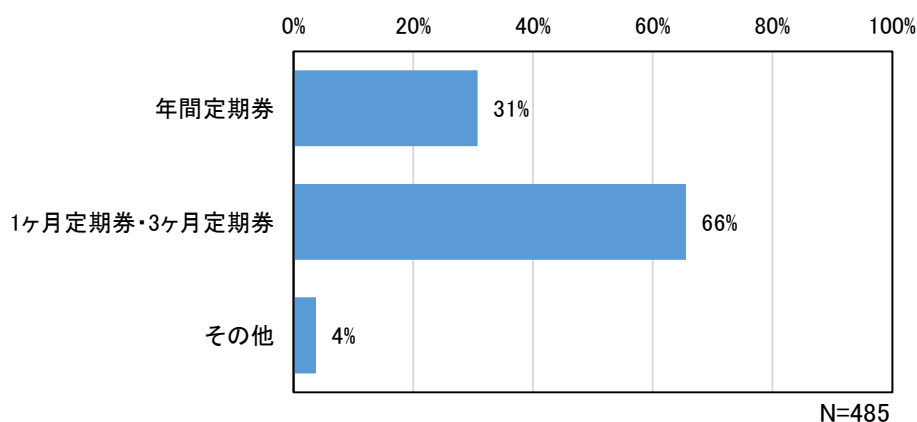
問 1-8(2) 定期券を導入するとしたら、高齢者の定期券の料金設定について、どう思うか

・割引した方がよいという方が81%を占めている。



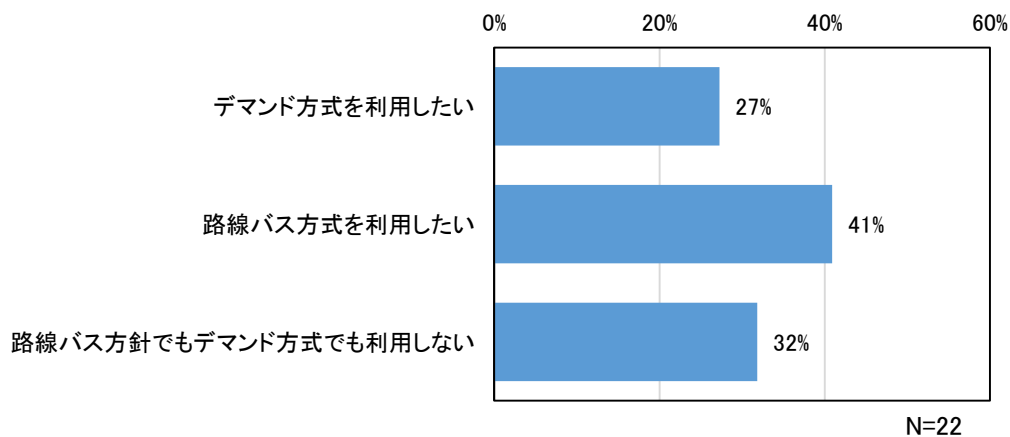
問 1-8(3) 定期券の通用期間は、どれくらいなら利用しやすいか

- ・「年間定期券」よりも「1ヶ月定期券・3ヶ月定期券」の方が使いやすいという方が多い。



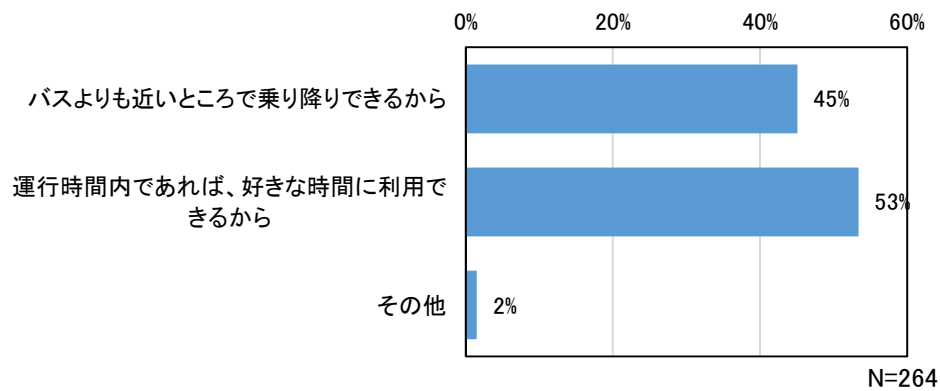
問 1-9 「デマンド方式」による運行が導入されたら、利用したいと思うか

- ・「路線バス方式を利用したい（現在のみずほバスのままだよい）」が 41%と最も多く、「デマンド方式を利用したい」は 27%と少なくなっている。



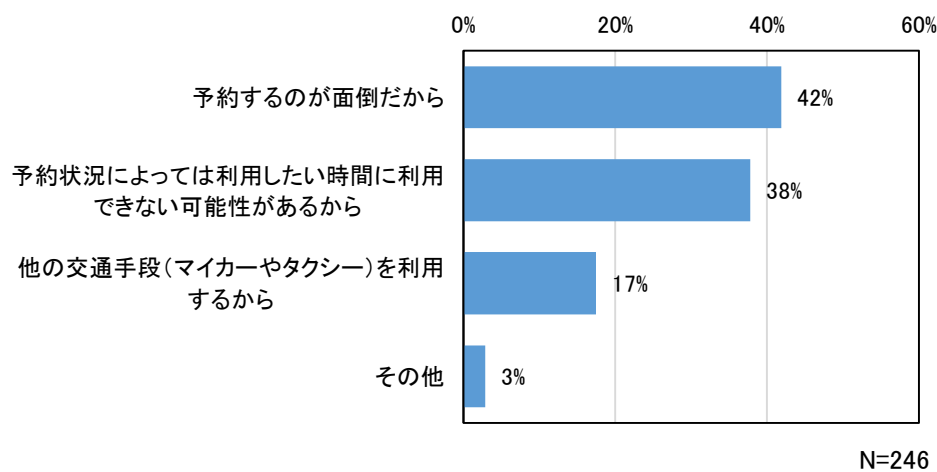
問 1-9 1. 「デマンド方式」を利用したい理由（デマンド方式を利用したいと回答された方に対して）

- ・「運行時間内であれば、好きな時間に利用できるから」が 53%、「バスよりも近いところで乗り降りできるから」が 45%となっている。



問 1-9 2. 現在のみずほバスのままがよい理由（路線バス方式を利用したいと回答された方に対して）

- ・「デマンド方式は予約するのが面倒だから」が 42%、「予約状況によっては利用したい時間に予約が取れない可能性があるから」が 38%と多くなっている。



◎ＪＲ穂積駅バス利用者アンケート

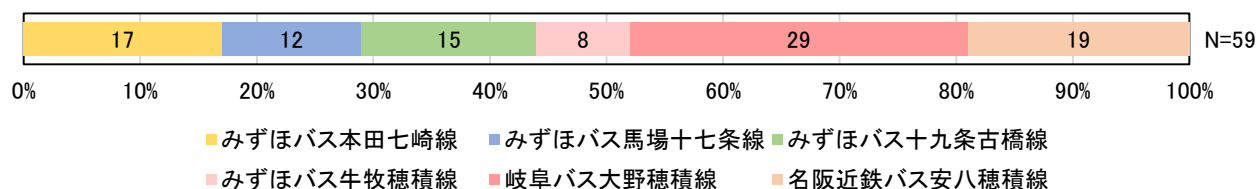
調査目的	みずほバス、岐阜バス大野穂積線、名阪近鉄バス安八穂積線の利用者から、現在の利用状況や改善要望等を聴取し、今後の運行見直しの検討資料とすることを目的とする。
調査方法	JR 穂積駅前バス停にて直接配布またはヒアリング 郵送回収
対象	みずほバス、名阪近鉄バス安八穂積線、岐阜バス大野穂積線の乗降者
調査日	令和５年１２月１７日(日)、２１日(木)、２２日(金)
配布数	２００票
回収数	６２票（回収率３１％） ※１月１０日（水）までの到着分
回答期限	令和６年１月５日（金）
設問項目	●調査票受け取り時に利用したバスの利用状況 ・利用路線、区間、時刻、目的、最終目的地 ・往復利用の有無、利用頻度 ●満足度 ・利用したバスの満足度（運行本数、運行時刻、運賃、バス停の位置、穂積駅の待合環境）、具体的な要望 ●属性（年齢、職業、居住地年齢、運転免許）

ＪＲ穂積駅バス利用者アンケート回答結果（速報版）

（１）調査票受け取り時に利用したバスの利用状況

①利用路線

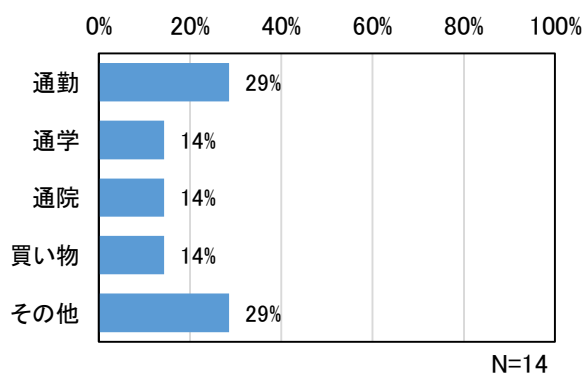
- ・みずほバスが 31 名、大野穂積線が 17 名、安八穂積線が 11 名に回答いただいた。（このほか無回答が 3 名）



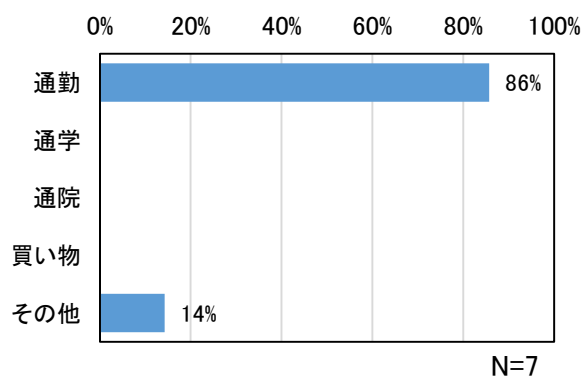
②利用目的

- ・みずほバス本田七崎線・馬場十七条線・十九条古橋線、安八穂積線は、通勤の割合が高く、みずほバス牛牧穂積線、大野穂積線は、買い物の割合が高くなっている。

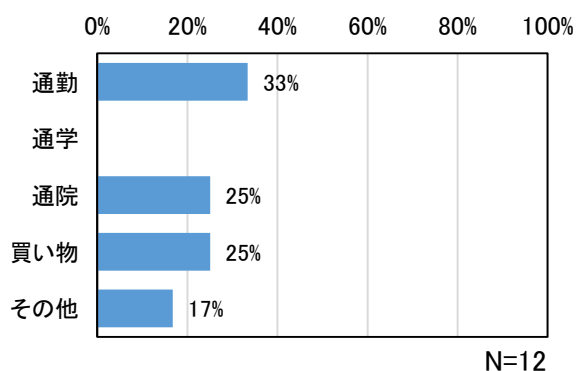
本田七崎線



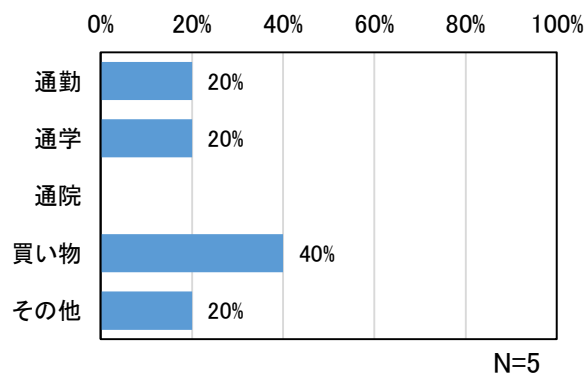
馬場十七条線



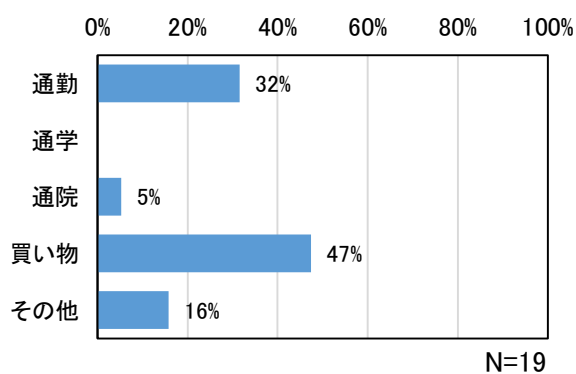
十九条古橋線



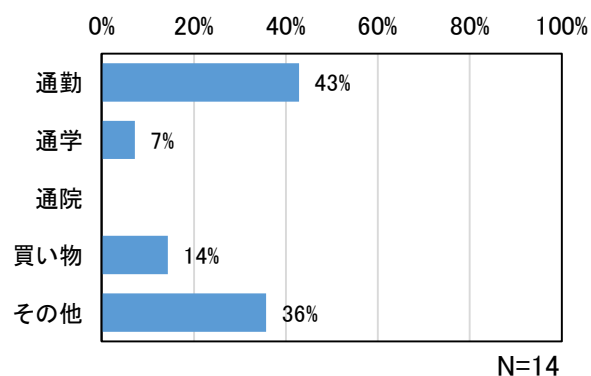
牛牧穂積線



大野穂積線

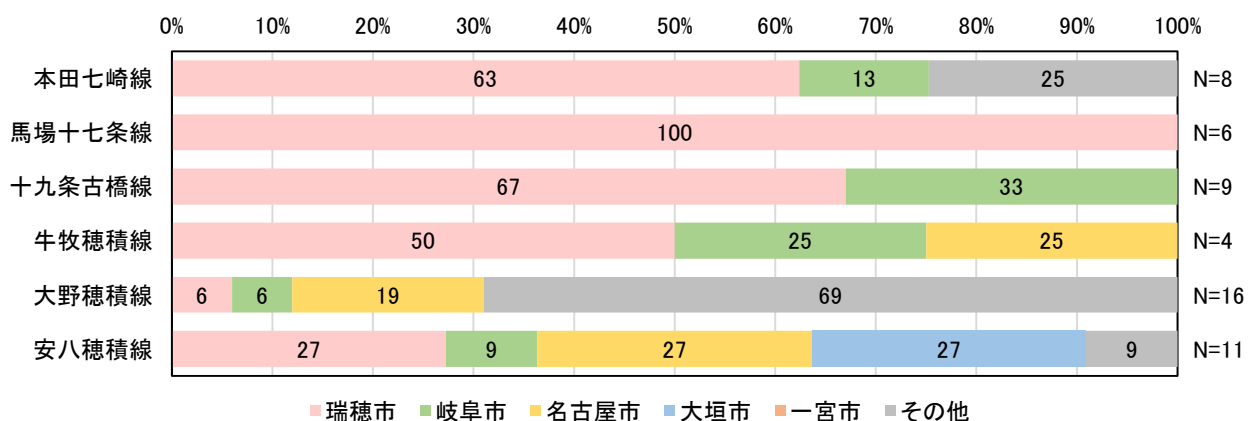


安八穂積線



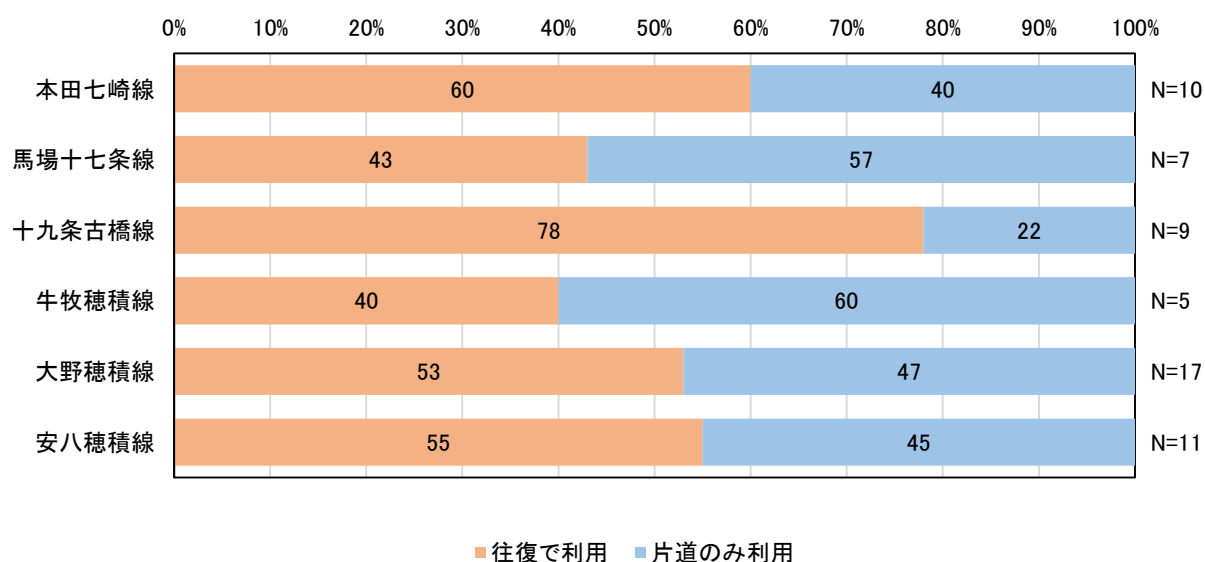
③最終目的地

- ・みずほバス：瑞穂市内が多く、市外では岐阜市が多いことから、瑞穂市内から岐阜市方面への移動が多いと考えられる。
- ・大野穂積線：その他（北方町、大野町、本巣市等）が多く、北方町・大野町方面から名古屋市・岐阜市方面への移動が多いと考えられる。
- ・安八穂積線：瑞穂市、名古屋市、大垣市が多く、瑞穂市内や大垣市から名古屋市・岐阜市方面への移動が多いと考えられる。

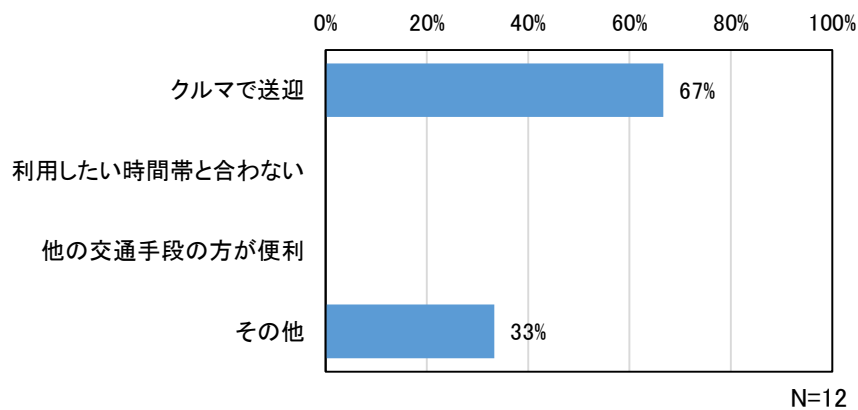


④往復利用

- ・みずほバス本田七崎線、十九条古橋線は往復での利用が多いが、それ以外の路線は半数以上が片道のみしか利用していない。

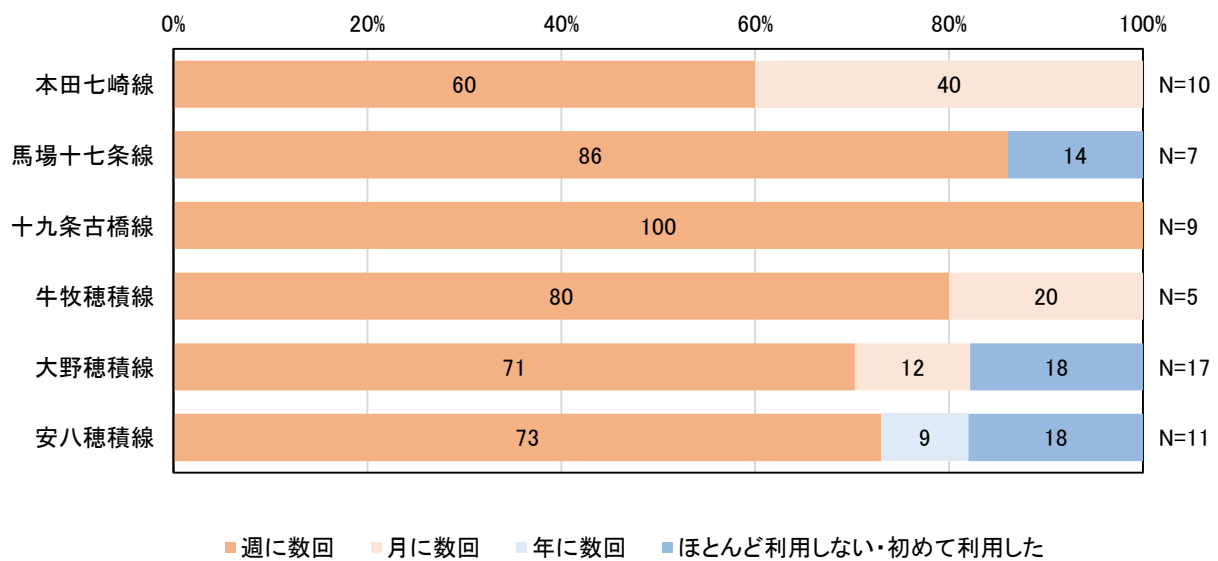


⑤往復で利用しなかった理由（片道のみ利用の方に対して）



⑥利用頻度

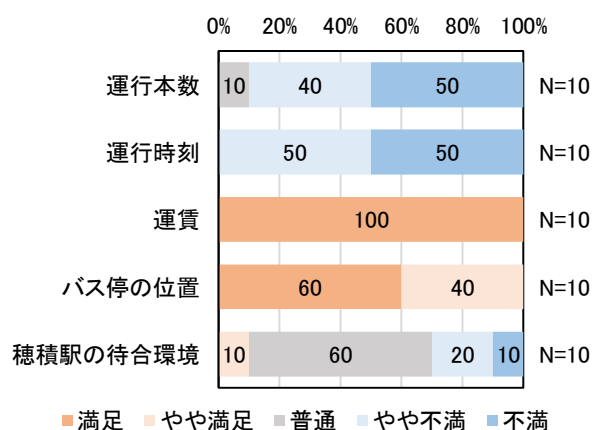
・いずれの路線も、週に数回が多く、日常的に利用されている方が多いと考えられる。



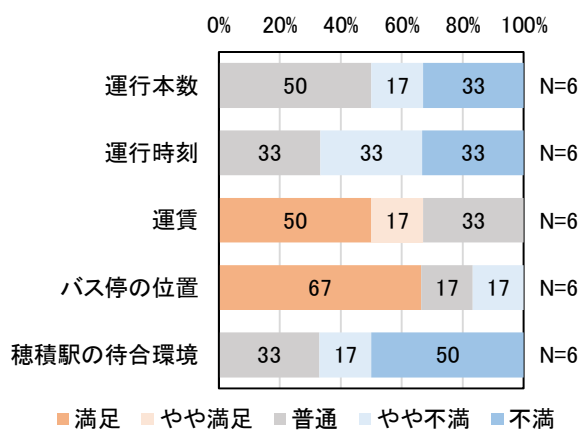
(2) 今回利用したバスの満足度

- ・運行本数、運行時刻は、各路線とも、やや不満・不満の割合が高くなっている。
- ・運賃は、みずほバスでは満足の割合が高く、大野穂積線や安八穂積線では普通の割合が高くなっている。
- ・バス停の位置は、各路線とも、満足の割合が高くなっている。
- ・穂積駅の待合環境は、各路線とも、やや不満・不満の割合が高くなっている。

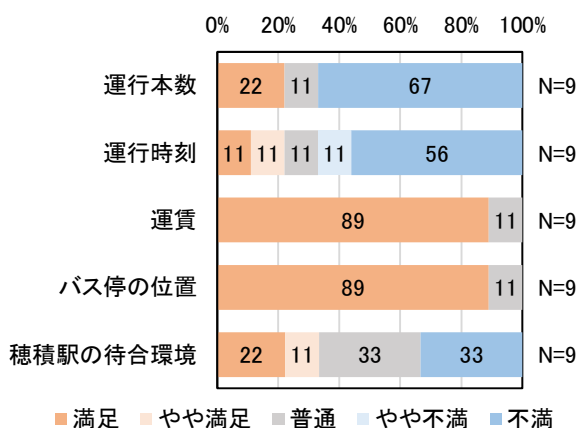
本田七崎線



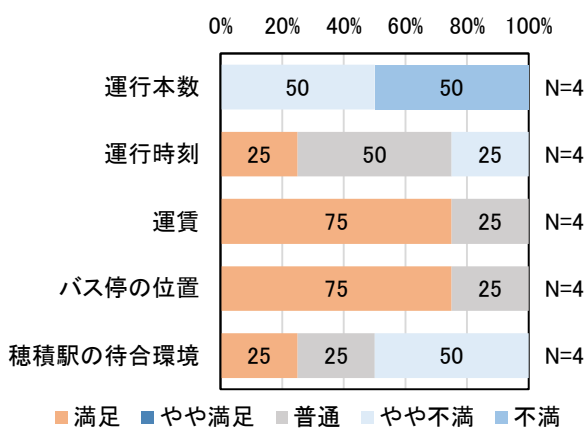
馬場十七条線



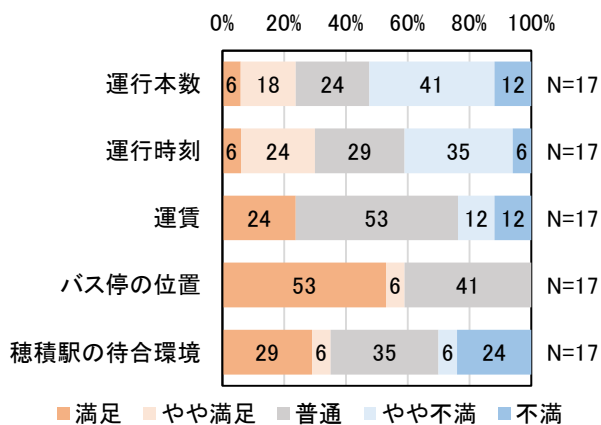
十九条古橋線



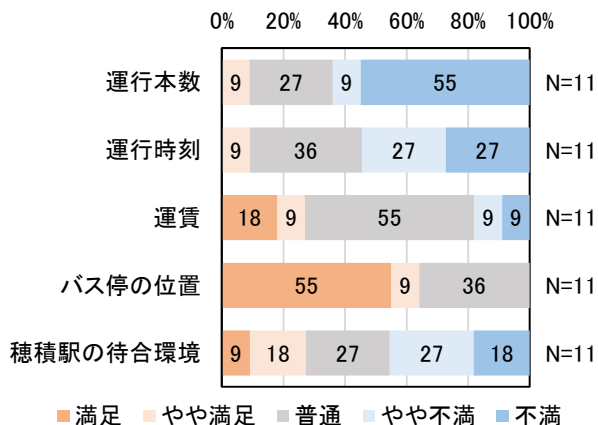
牛牧穂積線



大野穂積線



安八穂積線



【報告事項 2】

道路運送法の改正に伴う当該協議会の組織変更について

■法改正の概要

令和5年10月施行の道路運送法の改正に伴い、運賃・料金の協議する場合は、新たに「運賃協議会」を設置し、協議しなければならないこととなった。

また、福祉有償運送協議会により協議されていた福祉有償運送の必要性・安全性・利便性等についても、地域公共交通会議の中で総合的に協議することとなった。

これに伴い、令和5年12月議会において、瑞穂市附属機関設置条例の一部改正を実施しました。

※運賃協議会に関する改正⇒黄色セル部分 福祉有償運送に関する改正⇒青色セル部分

●瑞穂市附属機関設置条例（平成20年瑞穂市条例第30号）新旧対照表

【改正後】

附属機関の属する執行機関	附属機関名	担任する事務	委員定数	委員選任基準	委員の任期	庶務担当部課名
市長	瑞穂市地域公共交通会議（道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に規定する協議会を含む。）	(1) 市民生活に必要な旅客運送の確保及び旅客の利便性の向上を調査し、地域の実情に即した運送サービスの実現に必要な事項を総合的に協議すること。 (2) 福祉有償運送に関し、その必要性、安全性、利便性等総合的に協議すること。	25人以内	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第4条の2に規定する者（道路運送法第9条第4項に規定する協議会にあっては同条同項に規定する者）	2年	企画部総合政策課

【改正前】

附属機関の属する執行機関	附属機関名	担任する事務	委員定数	委員選任基準	委員の任期	庶務担当部課名
市長	瑞穂市地域公共交通会議	市民生活に必要な旅客運送の確保及び旅客の利便性の向上を調査し、地域の実情に即した運送サービスの実現に必要な事項を総合的に協議すること。	25人以内	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の3に規定する者	2年	企画部総合政策課

1. 運賃協議会の設置について

■設置概要

令和5年10月施行の道路運送法の改正に伴い、運賃・料金を協議する場合は、新たに「運賃協議会」を設置し、協議する必要があることから、瑞穂市地域公共交通会議の部会として運賃協議会を設置します。

■運賃協議会の構成員について

- ・当該路線等をその区域に含む市町村又は都道府県
- ・当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- ・当該路線等を管轄する地方運輸局長
- ・関係住民の意見を代表する者

2. 福祉有償運送に関することの協議について

■設置概要

福祉有償運送等を実施する場合、地域公共交通会議が立ち上げる「運営協議会」で協議を整える必要があり、これまでは「瑞穂市福祉有償運送運営協議会」において協議を行っていました。令和5年10月施行の道路運送法の改正に伴い、「運営協議会」が地域公共交通会議に統合されたことに伴い、当該協議会で福祉有償運送に関する協議を実施し、また、構成員を変更します。

■構成員について

従来の運営協議会の構成員

- ・主宰者（市町村又は都道府県）
- ・一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- ・住民又は旅客
- ・運輸局
- ・事業者の運転者組織
- ・現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等
- ・学識経験を有するその他の運営協議会の運営上必要と認められる者

→上記構成員のうち、「現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等」など福祉有償運送の協議に必要な構成員が地域公共交通会議の構成員に含まれていないため、同会議の構成員に追加します。

瑞穂市地域公共交通会議 及び 運賃協議会 委員名簿

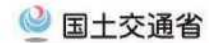
	運賃協議会委員	公共交通会議委員		運賃協議会の選任区分	公共交通会議の選任区分	会社名	役職	名 前	
		運賃協議会委員	公共交通会議委員						
1	○		○	運送事業者	(1項2号)一般乗合旅客自動車運送事業者	事業者代表	岐阜乗合自動車株式会社	代表取締役 営業管理部長	相宮 一夫
2	×		○		〃		名阪近鉄バス株式会社	乗合バス営業部長	山田 規光久
3	×	○			〃		岐阜県タクシー協会岐阜支部		
4	×		○		(1項2号)一般乗合旅客自動車運送事業者団体	事業者団体代表	公益社団法人岐阜県バス協会	専務理事	木村 治史
5	×		○		市内で現に自家用誘客旅客運送を行っている特定非営利活動法人等		NPOギフ福祉ネットワーク支部		
6	○		○	関係住民の意見を代表する者として指名する者	住民・旅客	住民・利用者代表	瑞穂市自治会連合会	古橋南新町自治会長	大平 正廣
7	○		○	関係住民の意見を代表する者として指名する者	〃	〃	瑞穂市老人クラブ連合会	会長	新井 正信
8	○		○	関係住民の意見を代表する者として指名する者	〃	〃	瑞穂女性の会	会長	新井 美佐子
9	○		○	関係住民の意見を代表する者として指名する者	〃	〃	瑞穂市社会福祉協議会	会長	松原 隆行
10	○	○		関係住民の意見を代表する者として指名する者	〃	〃	身体障害者福祉協会		
11	○		○	関係住民の意見を代表する者として指名する者	〃	〃	本巣地区交通安全協会瑞穂支部	支部長	脇若 保雄
12	○		○	運輸局	(1項4号)地方運輸局	運輸行政	中部運輸局岐阜運輸支局	首席運輸企画専門官	山田 慎児
13	×		○		(1項5号)一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	労組代表	岐阜乗合自動車労働組合	執行委員長	正村 明
14	×		○		(2項1号イ)道路管理者	道路管理者(県)	岐阜土木事務所	施設管理課長	棚橋 典広
15	×		○		〃	道路管理者(市)	瑞穂市	都市整備部長	桑原 秀幸
16	×		○		(2項1号ロ)交通管理者	岐阜県警察	北方警察署	交通課長	村瀬 義樹
17	×		○		(2項2号)地域公共交通会議の運営上必要と認められる者	その他行政(県)	岐阜県都市建築部 都市公園整備局	公共交通課長	城戸脇 研一
18	○		○	市	〃	その他行政(市)	瑞穂市	副市長	梶浦 要
19	×		○		〃	識見を有する者	岐阜大学	地域科学部 地域政策学科	應 江 黔
20	×		○		〃	商工業等事業者代表	瑞穂市商工会	会長	河野 秀明
21	×	○			〃		岐阜地域福祉事務所		

運賃協議会
 福祉有償運送

(参考)

岐阜運輸局資料「乗合・乗用事業の協議運賃について(令和5年10月施行)」より抜粋)

道路運送法の改正(令和5年10月1日施行)



道路運送法(昭和26年法律第183号)

乗合事業

【旧】

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第九条

4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、当該運送に係る運賃等について地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間の協議が調ったときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。



【新】

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

運賃を協議するための協議会を新たに設置…構成員は以下4者

第九条

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域(以下この項において「路線等」という。)に係る運賃等について協議が調ったときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。

一 当該路線等をその区域に含む市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は都道府県

二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

三 当該路線等を管轄する地方運輸局長

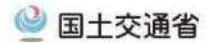
四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

当該乗合事業者のみが参加

5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

公聴会の開催等が義務付け

運賃・料金の協議会について



法第9条第4項(乗合)／第9条の3第3項(乗用)の協議会

根拠	道路運送法(第9条第4項／第9条の3第3項)
設置目的	今般の法改正の趣旨を踏まえ、独占禁止法に抵触しない形で協議を行うために設置する。
協議事項	地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議する。
対象	一般乗合旅客運送／一般乗用旅客運送
構成員	市町村又は都道府県 運賃等を定めようとする一般乗合／乗用旅客自動車運送事業者 運輸局 関係住民の意見を代表する者として指名する者
開催方法	独占禁止法に抵触しないよう構成員を限定し、地域公共交通会議と連続して協議を行う場合でも、上記構成員以外の地域公共交通会議構成員を退室又は別室で行うなど十分注意する。対面による開催の他、書面による協議もできるものとする。



素案の検討

公共交通会議等で、運行計画等の協議とともに、運賃の素案を検討。



公聴会等の実施

運送する路線等にかかる住民、利用者、利害関係者へ広く意見を求める。

意見募集の手法（例示）

- ①公聴会
- ②パブリックコメント
- ③市政広報誌への掲載
- ④アンケート調査＋事業者団体ヒアリング
- ⑤自治体ホームページへの掲載

（注）③及び⑤については、意見の提出先を併記すること。



運賃協議会の開催

集約した意見とともに、運賃の内容を協議し、必要に応じて修正を加え、協議を調える。

協議会の構成員

- ①市町村又は都道府県
- ②運賃等を定めようとする一般乗合／乗用旅客自動車運送事業者
- ③運輸局（支局）
- ④関係住民の意見を代表する者として指名する者

※設置規程の整理が必要。
書面協議も可能。



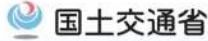
運輸支局へ届出

※実施日の30日前までに届出

(参考)

国土交通省資料「乗合事業に係る協議運賃の取扱いについて」より抜粋)

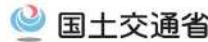
【参考】改正前の各種会議体の比較



	法定協議会	地域公共交通会議	運営協議会	地域協議会
根拠	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 (第6条)	道路運送法施行規則 (第9条の3)	道路運送法施行規則 (第51条の8)	道路運送法施行規則 (第15条の4第2項)
主宰	市町村(複数可)又は都道府県	市町村(複数可)又は都道府県	市町村(複数可)又は都道府県	都道府県
主な協議事項	・地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な事項 ・道路運送法の各種特例(右の地域公共交通会議、運営協議会と同じ)	・乗合旅客運送の態様(路線定期・不定期、区域) ・運賃・料金等に関する事項 ・自家用有償旅客運送の必要性、交通事業者による困難性、 ・旅客から収受する対価に関する事項 等	・自家用有償旅客運送の必要性、 ・交通事業者による困難性 ・旅客から収受する対価に関する事項 ※特定非営利活動法人等(申請者)に意見を聴取	・地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するための枠組みづくり ・具体的な路線に係る生活交通の確保に関する計画の作成 ※特例は路線の休廃止のみ
対象	多様な交通モード	バス、タクシー、自家用有償旅客運送	自家用有償旅客運送	特に定めない
構成員	主宰者(市町村又は都道府県) 公共交通事業者・道路管理者・港湾管理者その他事業を実施すると見込まれる者 公安委員会、利用者、学識経験者その他地方公共団体が認める者 ※道路運送法の特例を受けるためには、地域公共交通会議の構成員を満たす必要がある	主宰者(市町村又は都道府県) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体 住民又は旅客 運輸局 事業者の運転者組織 道路管理者 都道府県警察 学識経験者その他地域公共交通会議の運営上必要と認められる者	主宰者(市町村又は都道府県) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体 住民又は旅客 運輸局 事業者の運転者組織 現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等 学識経験を有する者その他の運営協議会の運営上必要と認められる者	少なくとも都道府県、関係市町村、運輸局、関係旅客自動車運送事業者 ※分科会等を地域ごとに組織することも可



【参考】改正後の各種会議体の比較(令和5年10月1日施行)



	法定協議会	地域公共交通会議	運営協議会	法第9条第4項の協議会	地域協議会
根拠	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 (第6条)	道路運送法施行規則 (第4条の2)		道路運送法 (第9条第4項)	道路運送法施行規則 (第15条の4第2項)
主宰	市町村(複数可)又は都道府県	市町村(複数可)又は都道府県		-	都道府県
主な協議事項	・地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な事項 ・道路運送法の各種特例(右の地域公共交通会議、運営協議会と同じ)	・乗合旅客運送の態様(路線定期・不定期、区域) ・自家用有償旅客運送の必要性、交通事業者による困難性、 ・旅客から収受する対価に関する事項 等 ※特定非営利活動法人等(申請者)に意見を聴取	←地域公共交通会議へ統合 ※ただし、経過措置により現に存する改正前の道路運送法施行規則第51条の7第1号に規定する運営協議会は、改正後の道路運送法施行規則第4条第2項に規定する地域公共交通会議とみなされる。	・運賃・料金等に関する事項 一般乗合旅客運送	・地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するための枠組みづくり ・具体的な路線に係る生活交通の確保に関する計画の作成 ※特例は路線の休廃止のみ
対象	多様な交通モード	バス、タクシー、自家用有償旅客運送			特に定めない
構成員	主宰者(市町村又は都道府県) 公共交通事業者・道路管理者・港湾管理者その他事業を実施すると見込まれる者 公安委員会、利用者、学識経験者その他地方公共団体が認める者 ※道路運送法の特例を受けるためには、地域公共交通会議の構成員を満たす必要がある	主宰者(市町村又は都道府県) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体 住民又は旅客 運輸局 事業者の運転者組織 道路管理者 都道府県警察 学識経験者その他地域公共交通会議の運営上必要と認められる者 ※現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等		市町村又は都道府県 運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者 運輸局 関係住民の意見を代表する者として指名する者 ※市町村又は都道府県は、協議するときは、あらかじめ、公聴会の開催等関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じる	少なくとも都道府県、関係市町村、運輸局、関係旅客自動車運送事業者 ※分科会等を地域ごとに組織することも可

【協議事項 1】

全国交通系 IC カードの導入に伴う運賃設定について（素案）

▽みずほバスへのmanacaを始めとする全国交通系 IC カードの導入について

- 1. 対象路線
本田七崎線、馬場十七条線、十九条古橋線、牛牧穂積線
- 2. 運賃の額
変更なし
- 3. 支払い可能な交通系 IC カード
【新】岐阜乗合自動車株式会社が発行するayuca、株式会社エムアイシーと株式会社名古屋交通開発機構が発行するmanaca、ならびにmanacaと相互利用可能な交通系 IC カード
【旧】岐阜乗合自動車株式会社が発行するayuca
- 4. 実施予定日
令和6年3月2日（土）以降で運行事業者が定める日

▽manacaでの支払いに対する割引施策について

- 1. 対象路線
本田七崎線、馬場十七条線、十九条古橋線、牛牧穂積線
- 2. 割引施策の内容
割引額及び割引条件については、運賃協議会にて協議する（協議する内容は下記「【参考】割引施策の内容」を参照）
- 3. 割引対象となる交通系 IC カード
【新】岐阜乗合自動車株式会社が発行するayuca、株式会社エムアイシーと株式会社名古屋交通開発機構が発行するmanaca
【旧】岐阜乗合自動車株式会社が発行するayuca
- 4. 実施予定日
令和6年3月2日（土）以降で運行事業者が定める日

【参考】割引施策の内容

【乗継割引】
割引額

第2乗車の片道普通旅客運賃（障害者割引の適用がある場合は適用後の運賃）から、以下の金額を割り引く。

	割引額
大人	40
小児	20
障害者大人	20
障害者小児	10

乗継割引は第2乗車の運賃精算時に第1乗車の運賃精算時と同一の交通系 IC カードによる支払い、かつ乗車1対に対し適用する。
但し、第1乗車のカード精算から第2乗車のカード精算までの有効時間を、ayucaは45分以内、manacaは90分以内とする。なお、対象となる乗車は「1. 対象路線」で提示した路線および当該路線の運行事業者が指定する路線に限る。また、同一車両への乗継は対象外とする。

【協議事項 2】

みずほバス回数券の導入について

●概要

みずほバスの利用者が少ない昼間時間帯や休日（土日祝日）に利用者を増加することや高齢者の移動手段確保や交通安全の一助となることを目的として回数券を導入します。回数券（11 回分）を通常の乗車料金（1 回 100 円）より安価に販売し、特に高齢者や昼間時間帯の利用促進を図ります。

●運用開始予定日（販売開始日）

令和 6 年 4 月 1 日～（令和 6 年 4 月 1 日～）

●種別・販売価格など

種別・販売価格は運賃協議会にて協議する。

※協議内容は下記「【参考】種別・販売価格など」を参照

●払戻

- ・払戻は、全券片未使用に限り、払い戻し
- ・払戻手数料は、100 円
- ・払戻場所は、岐阜バス岐阜西営業所

●その他

- ・有効期限は、設定しない。
- ・途中下車は前途無効とする。
- ・釣銭はなし。
- ・会計（販売）は現金の取扱いのみ。
- ・岐阜バス等の路線バスには利用不可。
- ・紛失、破損による再発行は不可。

【参考】種別・販売価格など

種別	購入対象者	販売価格	通常の乗車料金	有効期間（販売期間）	販売窓口
回数券（11 回分）	どなたでも 一般・学生・高齢者（65 歳以上）	1,000 円	1,100 円	随時	みずほバス車内

№ 000000

№ 000000

みずほバス回数券



100円券……11枚綴 1,000円

みずほバス回数券

100円 ⑪

岐阜バス・瑞穂市

みずほバス回数券

100円 ⑩

岐阜バス・瑞穂市

みずほバス回数券

100円 ⑨

岐阜バス・瑞穂市

みずほバス回数券

100円 ⑧

岐阜バス・瑞穂市

みずほバス回数券

100円 ⑦

岐阜バス・瑞穂市

みずほバス回数券

100円 ⑥

岐阜バス・瑞穂市

みずほバス回数券

100円 ⑤

岐阜バス・瑞穂市

みずほバス回数券

100円 ④

岐阜バス・瑞穂市

みずほバス回数券

100円 ③

岐阜バス・瑞穂市

みずほバス回数券

100円 ②

岐阜バス・瑞穂市

みずほバス回数券

100円 ①

岐阜バス・瑞穂市

みずほバス

ご 注 意

1. この乗車券は、みずほバスのみ有効です。（路線廃止変更になる場合があります）
2. 途中下車は前途無効になります。
3. 本券の再発行はいたしません。つり銭はできません。
4. 全片未使用に限り、岐阜バス岐阜西営業所にて払い戻しいたします。

（ご利用できる路線）

みずほバス

お問い合わせは

〇〇〇〇〇〇〇〇 ☎ 000-000-0000

〇〇〇〇〇〇〇〇 ☎ 000-000-0000

みずほバス回数券

100 円 ⑪

岐阜バス・瑞穂市

みずほバス回数券

100 円 ⑩

岐阜バス・瑞穂市

みずほバス回数券

100 円 ⑨

岐阜バス・瑞穂市

みずほバス回数券

100 円 ⑧

岐阜バス・瑞穂市

みずほバス回数券

100 円 ⑦

岐阜バス・瑞穂市

みずほバス回数券

100 円 ⑥

岐阜バス・瑞穂市

みずほバス回数券

100 円 ⑤

岐阜バス・瑞穂市

みずほバス回数券

100 円 ④

岐阜バス・瑞穂市

みずほバス回数券

100 円 ③

岐阜バス・瑞穂市

みずほバス回数券

100 円 ②

岐阜バス・瑞穂市

みずほバス回数券

100 円 ①

岐阜バス・瑞穂市

後ろから乗車

みずほバス



本田七崎線

① 左回り	土 日 祭 日 運 休				
穂積駅前	6:20	8:55	11:05	15:25	19:00
穂積郵便局	6:20	8:55	11:05	15:25	19:00
瑞穂市役所	6:22	8:57	11:07	15:27	19:02
別府保育所	6:24	8:59	11:09	15:29	19:04
穂積北中学校前	6:26	9:01	11:11	15:31	19:06
本田コミュニティセンター	6:29	9:04	11:14	15:34	19:09
本田団地	6:32	9:07	11:17	15:37	19:12
本田団地北口	6:33	9:08	11:18	15:38	19:13
荒川	6:34	9:09	11:19	15:39	19:14
十七条東	6:35	9:10	11:20	15:40	19:15
美江寺東口	6:37	9:12	11:22	15:42	19:17
美江寺駅	6:37	9:12	11:22	15:42	19:17
重里	6:38	9:13	11:23	15:43	19:18
森東	6:40	9:15	11:25	15:45	19:20
森	6:42	9:17	11:27	15:47	19:22
居倉公民館	6:43	9:18	11:28	15:48	19:23
イオンタウン本郷	6:47	9:22	11:32	15:52	19:27
七崎	6:49	9:24	11:34	15:54	19:29
七崎南	6:50	9:25	11:35	15:55	19:30
西小学校前	6:51	9:26	11:36	15:56	19:31
唐栗口	6:52	9:27	11:37	15:57	19:32
田之上	6:53	9:28	11:38	15:58	19:33
コノミヤ菓南店	6:54	9:29	11:39	15:59	19:34
美江寺東口	6:55	9:30	11:40	16:00	19:35
美江寺駅	6:56	9:31	11:41	16:01	19:36
十七条東	6:58	9:33	11:43	16:03	19:38
荒川	6:59	9:34	11:44	16:04	19:39
本田団地北口	7:00	9:35	11:45	16:05	19:40
本田団地	7:01	9:36	11:46	16:06	19:41
本田コミュニティセンター	7:03	9:38	11:48	16:08	19:43
穂積北中学校前	7:06	9:41	11:51	16:11	19:46
別府保育所	7:07	9:42	11:52	16:12	19:47
瑞穂市役所	7:11	9:46	11:56	16:16	19:51
穂積郵便局	7:13	9:48	11:58	16:18	19:53
穂積駅前	7:16	9:51	12:01	16:21	19:56

② 右回り					
穂積駅前	7:30	12:20	16:35	17:45	
穂積郵便局	7:30	12:20	16:35	17:45	
瑞穂市役所	7:32	12:22	16:37	17:47	
別府保育所	7:34	12:24	16:39	17:49	
穂積北中学校前	7:36	12:26	16:41	17:51	
本田コミュニティセンター	7:39	12:29	16:44	17:54	
本田団地	7:42	12:32	16:47	17:57	
本田団地北口	7:43	12:33	16:48	17:58	
荒川	7:44	12:34	16:49	17:59	
十七条東	7:45	12:35	16:50	18:00	
美江寺東口	7:47	12:37	16:52	18:02	
美江寺	7:48	12:38	16:53	18:03	
コノミヤ菓南店	7:49	12:39	16:54	18:04	
田之上	7:50	12:40	16:55	18:05	
唐栗口	7:51	12:41	16:56	18:06	
西小学校前	7:52	12:42	16:57	18:07	
七崎南	7:53	12:43	16:58	18:08	
七崎	7:54	12:44	16:59	18:09	
イオンタウン本郷	7:57	12:47	17:02	18:12	
居倉公民館	8:00	12:50	17:05	18:15	
森	8:01	12:51	17:06	18:16	
森東	8:03	12:53	17:08	18:18	
重里	8:05	12:55	17:10	18:20	
美江寺駅	8:06	12:56	17:11	18:21	
美江寺東口	8:06	12:56	17:11	18:21	
十七条東	8:08	12:58	17:13	18:23	
荒川	8:09	12:59	17:14	18:24	
本田団地北口	8:10	13:00	17:15	18:25	
本田団地	8:11	13:01	17:16	18:26	
本田コミュニティセンター	8:13	13:03	17:18	18:28	
穂積北中学校前	8:16	13:06	17:21	18:31	
別府保育所	8:17	13:07	17:22	18:32	
瑞穂市役所	8:21	13:11	17:26	18:36	
穂積郵便局	8:23	13:13	17:28	18:38	
穂積駅前	8:28	13:16	17:31	18:41	



十九条古橋線

⑤ 左回り	土 日 祭 日 運 休				
穂積駅前	6:25	7:40	11:10	12:25	18:20
穂積郵便局	6:25	7:40	11:10	12:25	18:20
瑞穂市役所	6:27	7:42	11:12	12:27	18:22
平和堂穂積店	6:29	7:44	11:14	12:29	18:24
井場	6:30	7:45	11:15	12:30	18:25
旭化成	6:31	7:46	11:16	12:31	18:26
花塚公民館	6:32	7:47	11:17	12:32	18:27
十九条東	6:33	7:48	11:18	12:33	18:28
ハロー穂積西店	6:34	7:49	11:19	12:34	18:29
古橋	6:35	7:50	11:20	12:35	18:30
菓南庁舎	6:38	7:53	11:23	12:38	18:33
瑞穂市役所前	6:39	7:54	11:24	12:39	18:34
大月西	6:40	7:55	11:25	12:40	18:35
大月	6:42	7:57	11:27	12:42	18:37
呂久	6:48	8:06	11:33	12:48	18:43
神戸町柳原	6:48	8:06	11:33	12:48	18:43
古橋神田町	6:52	8:10	11:37	12:52	18:47
中宮	6:53	8:11	11:38	12:53	18:48
南小学校	6:54	8:12	11:39	12:54	18:49
古橋南	6:55	8:13	11:40	12:55	18:50
横屋中吹	6:56	8:14	11:41	12:56	18:51
横屋公民館	6:57	8:15	11:42	12:57	18:52
牛久八幡神社東	7:00	8:18	11:45	13:00	18:55
牛牧団地	7:01	8:19	11:46	13:01	18:56
野田新田公民館	7:02	8:20	11:47	13:02	18:57
稲里	7:03	8:21	11:48	13:03	18:58
図書館	7:04	8:22	11:49	13:04	18:59
瑞穂市役所	7:08	8:26	11:53	13:08	19:03
穂積郵便局	7:10	8:28	11:55	13:10	19:05
穂積駅前	7:13	8:33	11:58	13:13	19:08

⑥ 右回り					
穂積駅前	9:00	15:00	16:05	17:10	19:25
穂積郵便局	9:00	15:00	16:05	17:10	19:25
瑞穂市役所	9:02	15:02	16:07	17:12	19:27
図書館	9:04	15:04	16:09	17:14	19:29
稲里	9:05	15:05	16:10	17:15	19:30
野田新田公民館	9:06	15:06	16:11	17:16	19:31
牛牧団地	9:07	15:07	16:12	17:17	19:32
牛久八幡神社東	9:08	15:08	16:13	17:18	19:33
横屋公民館	9:10	15:10	16:15	17:20	19:35
横屋中吹	9:11	15:11	16:16	17:21	19:36
古橋南	9:12	15:12	16:17	17:22	19:37
南小学校	9:13	15:13	16:18	17:23	19:38
中宮	9:14	15:14	16:19	17:24	19:39
古橋神田町	9:16	15:16	16:21	17:26	19:41
呂久	9:21	15:21	16:26	17:31	19:46
神戸町柳原	9:21	15:21	16:26	17:31	19:46
菓南庁舎	9:26	15:26	16:31	17:36	19:51
瑞穂市役所前	9:27	15:27	16:32	17:37	19:52
大月西	9:28	15:28	16:33	17:38	19:53
大月	9:30	15:30	16:35	17:40	19:55
古橋	9:33	15:33	16:38	17:43	19:58
ハロー穂積西店	9:35	15:35	16:40	17:45	20:00
十九条東	9:36	15:36	16:41	17:46	20:01
花塚公民館	9:37	15:37	16:42	17:47	20:02
旭化成	9:38	15:38	16:43	17:48	20:03
井場	9:38	15:38	16:43	17:48	20:03
平和堂穂積店	9:39	15:39	16:44	17:49	20:04
瑞穂市役所	9:43	15:43	16:48	17:53	20:08
穂積郵便局	9:45	15:45	16:50	17:55	20:10
穂積駅前	9:48	15:48	16:53	17:58	20:13

運休日 12月29日～翌年1月3日

時刻表



馬場十七条線

③ 左回り					
穂積駅前	7:45	9:45	12:40	15:30	18:35
穂積郵便局	7:45	9:45	12:40	15:30	18:35
瑞穂市役所	7:47	9:47	12:42	15:32	18:37
別府保育所	7:49	9:49	12:44	15:34	18:39
穂積北中学校前	7:51	9:51	12:46	15:36	18:41
馬場東	7:52	9:52	12:47	15:37	18:42
サンタウン通り	7:55	9:55	12:50	15:40	18:45
馬場上光町	7:57	9:57	12:52	15:42	18:47
馬場西	7:58	9:58	12:53	15:43	18:48
本田郵便局前	7:59	9:59	12:54	15:44	18:49
本田	8:00	10:00	12:55	15:45	18:50
本田団地北	8:01	10:01	12:56	15:46	18:51
本田団地北口	8:02	10:02	12:57	15:47	18:52
荒川	8:03	10:03	12:58	15:48	18:53
十七条	8:05	10:05	13:00	15:50	18:55
十八条	8:06	10:06	13:01	15:51	18:56
十九条駅	8:07	10:07	13:02	15:52	18:57
ハロー穂積西店	8:09	10:09	13:04	15:54	18:59
防災センター	8:10	10:10	13:05	15:55	19:00
上牛牧	8:11	10:11	13:06	15:56	19:01
下牛牧	8:12	10:12	13:07	15:57	19:02
牛牧団地西	8:13	10:13	13:08	15:58	19:03
牛牧団地	8:14	10:14	13:09	15:59	19:04
野田新田公民館	8:15	10:15	13:10	16:00	19:05
稲里	8:16	10:16	13:11	16:01	19:06
図書館	8:17	10:17	13:12	16:02	19:07
瑞穂市役所	8:21	10:21	13:16	16:06	19:11
穂積郵便局	8:23	10:23	13:18	16:08	19:13
穂積駅前	8:28	10:26	13:21	16:11	19:16

④ 右回り	土 日 祭 日 運 休				
穂積駅前	6:28	8:45	11:35	16:30	19:35
穂積郵便局	6:28	8:45	11:35	16:30	19:35
瑞穂市役所	6:30	8:47	11:37	16:32	19:37
図書館	6:32	8:49	11:39	16:34	19:39
稲里	6:33	8:50	11:40	16:35	19:40
野田新田公民館	6:34	8:51	11:41	16:36	19:41
牛牧団地	6:35	8:52	11:42	16:37	19:42
牛牧団地西	6:36	8:53	11:43	16:38	19:43
下牛牧	6:37	8:54	11:44	16:39	19:44
上牛牧	6:38	8:55	11:45	16:40	19:45
防災センター	6:39	8:56	11:46	16:41	19:46
ハロー穂積西店	6:40	8:57	11:47	16:42	19:47
十九条駅	6:42	8:59	11:49	16:44	19:49
十八条	6:43	9:00	11:50	16:45	19:50
十七条	6:44	9:01	11:51	16:46	19:51
荒川	6:46	9:03	11:53	16:48	19:53
本田団地北口	6:47	9:04	11:54	16:49	19:54
本田団地北	6:48	9:05	11:55	16:50	19:55
本田	6:49	9:06	11:56	16:51	19:56
本田郵便局前	6:50	9:07	11:57	16:52	19:57
馬場西	6:51	9:08	11:58	16:53	19:58
馬場上光町	6:52	9:09	11:59	16:54	19:59
サンタウン通り	6:54	9:11	12:01	16:56	20:01
馬場東	6:57	9:14	12:04	16:59	20:04
穂積北中学校前	6:59	9:16	12:06	17:01	20:06
別府保育所	7:00	9:17	12:07	17:02	20:07
瑞穂市役所	7:04	9:21	12:11	17:06	20:11
穂積郵便局	7:06	9:23	12:13	17:08	20:13
穂積駅前	7:09	9:26	12:16	17:11	20:16



牛牧穂積線